

## 令和4年度第12回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和5年3月10日（金）午後3時30分

2 場 所 銚子市役所2階会議室

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請処理について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請処理について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 令和5年度銚子市農作業別標準農業賃金及び標準農作業料金について

議案第6号 農地法第52条の規定による情報の提供等について

議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定について

議案第8号 銚子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

4 出席者（在任委員26名中26名）内農業委員出席15名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	石毛 清	3	向後 三夫
4	滑川 清一	5	宮内 弘	6	吉原 康仁
7	小池 秋男	8	飯田 隆衛	9	岩瀬 英行
10	山口 信行	11	五味田 剛	12	神原 長博
13	宮内 克雄	14	中居 好雄	15	加瀬 芳枝
16	石毛 昭雄	17	小松 孝昌	18	宮内 武
19	多田 裕	20	加瀬 豊	21	加藤 高志
22	衣幡 実	23	石井 克幸	24	高橋 律子
25	竹内 進一	26	島崎 隆		

5 欠席者 なし

6 事務局出席者（4名）

事務局長	大槻 俊勝	主 査	佐藤 誠之
主任主事	寺井 大智	主 事	鈴木 江美

7 会議の概要

議長 それではただいまより、令和4年度第12回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、ありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならない議事録署名人2名を議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号10番 山口 信行委員

議席番号11番 五味田 剛委員 このお二人に議事録署名人

をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議長 事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の1

〇〇委員 それでは、順位1番について、ご説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇市〇〇〇〇です。申請の地番、地積は小畑新町8238番、登記簿地目畑、現況畑、地積846㎡です。申請地は、農業振興地域外にあります。現地調査をしたところ、場所は、銚子市民センター東駐車場から北へ200m進み右折し、100m進んだ右側です。現在は、何も耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、遠くに住んでおり、農業経営ができな

いたため譲渡します。譲受人は、譲渡人の希望によります。

また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題はありません。譲受人は取得後の面積も下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位2番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の2

〇〇委員

それでは、順位2番について、ご説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は上野町46番2、登記簿地目畑、現況畑、地積1, 157㎡外3筆合計地積4, 192㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、本城町の水道局の坂を登り右折し、Y字路を左折し、400m進んだ右側外です。現在はキャベツが作付けされていきました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、譲受人が農業経営を頑張ってくれているので、農地の一部を譲ります。譲受人は、譲渡人の希望によるものです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題はありません。譲受人は取得後の面積も下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

ます。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

議案第2号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の1

〇〇委員

それでは、順位1番についてご説明いたします。本件は農地法第4条の規定による転用許可の申請です。本件の申請人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、小船木町2丁目2249番1、登記簿地目畑、現況畑、地積34㎡外1筆合計地積679㎡です。申請の用途は、作業場用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に進み、野尻町かもめ大橋信号を左折し、クリーンセンター先500mを右折し300m進んだ右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されてなく整地されていきました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、農地の広がりから第1種農地と判断します。転用計画につきましては、作業場1棟建築面積66.24㎡です。工期としては令和5年4月20日から令和5年6月20日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は排出しません。雨水は、地下浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されていますので読み上げます。始末書 私は今般農地を転用するべく申請いたしますが、当該地2249番1と2250番1を違法転用してきたことにつき報告いたします。平成3年に、以

前相続で取得した南側隣接地に農地転用許可を経て自宅建物を建築したころより、申請地にも土間コンを敷き、その上には作業場を建て同時に資材置場として無断で使用してまいりました。これらは農地法に違反した行為であり、真に申し訳ありません。今後はこのような行為はいたしません。何卒寛大なご処置をいただきたく、ここに本始末書を差し入れます。申請の内容は以上です。本申請地については、第1種農地ではありますが、周辺地域居住者の業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されることから、例外的に許可するを相当と思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

議案第3号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第3号の1

〇〇委員

それでは、順位1番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、芦崎町954番、登記簿地目田、現況田、地積852㎡です。申請の用途は、農機具置場8台及び従業員用駐車場10台用地です。申請地の場所は、国道356号芦崎町石川商会銚子営業所の北側です。現地調査を行ったところ、現在は、稲刈りの後でした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、農地の広がりから第1種農地と判断します。転用計画につきましては、農機具駐車場8台と従

業員用駐車場10台で、工期としては令和5年4月20日から令和5年5月31日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は発生しません。雨水は、敷地内浸透処理です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりです。本申請地については、第1種農地ではありますが、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の2分の1を越えないことから、例外的に許可するを相当と思っておりますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(なし)

議長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位2番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

#### 議案第3号の2

〇〇委員

それでは、順位2番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇市〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、芦崎町275番、登記簿地目田、現況田、地積1,173㎡です。申請の用途は、太陽光発電設備用地です。申請地の場所は、国道356号線芦崎町船木小学校入りの信号を右折し、210m先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、雑草が茂っていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、第2種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電設備太陽光パネル192枚496㎡を設置します。工期としては許可日から令和5年5月末日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は発生しません。

雨水は、敷地内浸透処理です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思しますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位3番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

### 議案第3号の3

〇〇委員

それでは、順位3番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇市〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、高田町2丁目742番1、登記簿地目田、現況田、地積1,219㎡外1筆合計地積1,944㎡です。申請の用途は、太陽光発電設備用地です。申請地の場所は、国道356号線JA船木出張所の信号を右折し、180m先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、雑草が茂っていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、第2種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電設備太陽光パネル192枚496㎡を設置します。工期としては許可日から令和5年5月末日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は発生しません。雨水は、敷地内浸透処理です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思しますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 担当委員の説明が終わりました。  
ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。  
(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。  
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。  
順位4番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

#### 議案第3号の4

〇〇委員 それでは、順位4番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う賃借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇市〇〇〇株式会社〇〇〇〇関東支社長〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、天王台10173番1、登記簿地目山林、現況畑、地積519㎡です。申請の用途は、郵便局用地です。申請地の場所は、犬吠駅から愛宕山方面に50m進み左折し、外川方面に200m進んだ右側です。現地調査を行ったところ、現在は、キャベツが作付けされていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、第2種農地と判断します。転用計画につきましては、郵便局1階建て136.28㎡で、工期としては令和5年6月1日から令和5年11月1日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。申請地は、風致地区内ですので、市都市整備課へ申請、また自然公園法特別地域内のため、千葉県知事へも申請済です。雑排水については、汚水雑排水は、敷地内に浄化槽を設け、浄化槽で浄水した水を側溝へ放流予定です。雨水は、浸透枳やグレーチングを設け、宅内にて浸透処理です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思っておりますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 担当委員の説明が終わりました。  
ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位5番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第3号の5

〇〇委員

それでは、順位5番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、同町同番地〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、垣根町1丁目164番、登記簿地目田、現況田、地積509㎡です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、海上小学校の西側で、現地調査を行ったところ、現在は、畑として使用されていました。農地の区分としては、農振農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第1種住居地域に指定されており、第3種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅1棟116.17㎡で、工期としては令和5年4月10日から令和5年8月10日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の融資証明書が添付されています。雑排水については、汚水雑排水は、母屋へ排水管接続をします。雨水は、軒下雨樋より浸透枡を設置します。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されていますので、読み上げます。私は、以前より申請地を庭の一部として利用しておりました。今回住宅を建築する計画ですが、今まで無許可で農地以外で利用とは農地法違反になるとのご指摘をいただき、農業委員会へ相談せず今に至ることに反省しております。以後そのようなことが無いよう努めてまいりますので何卒今回の申請をご許可して下さるようお願いいたします。

申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位6番と順位7番は関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第3号の6・7

〇〇委員

それでは、順位6番と順位7番は関連がありますので一括説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う賃借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇外1名です。申請の地番、地積は、三崎町2丁目2564番4、登記簿地目畑、現況畑、地積5,019㎡外2筆、合計地積8,410㎡の内5,066.43㎡です。申請の用途は、店舗用地です。申請地の場所は、国道126号線を三崎町ケーズデンキから銚子大橋方面に500m進んだ左側です。現地調査を行ったところ、現在は、一部はキャベツの作付けがされていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、第2種農地と判断します。転用計画につきましては、店舗1棟1,788.50㎡と駐車場89台1,112.50㎡です。工期としては令和5年5月20日から令和6年2月20日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されています。雑排水については、汚水雑排水は、合併処理浄化槽により浄化した後、西側市道に新設する側溝に放流します。雨水は、宅内にて一時貯留し流出量を調整して、西側市道に新設する側溝に放流します。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりです。よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長           ご意見等が無いようですので、採決いたします。  
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。  
                  (挙手全員)

議 長           挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。  
議案第4号を議題といたします。事務局に朗読をお願いします。  
                  (事務局朗読)

議 長           事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画について  
でありますので、順位1番から14番について審議いたします。事務局に  
説明をお願いします。  
議案第4号

事務局           それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位1番から14番に  
つきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による  
利用権等の設定をしようとするものであります。  
                  設定者は、〇〇町〇〇〇〇外9名。被設定者は、〇〇町〇〇〇〇外13  
名。申請の地番・地積は、笠上町6897番 登記簿地目 畑、現況 畑、  
地積1, 533㎡ 外 田5筆、畑46筆、合計地積34, 137㎡です。  
                  その内容ですが、順位1番は、新規に1年の賃借権を設定しようとする  
もので、畑1筆、地積が1, 533㎡です。順位2番から8番は、新規に  
5年の賃借権を設定しようとするもので、畑25筆、合計地積が13, 7  
52㎡です。順位9番は、新規に10年の使用賃借権を設定しようとする  
もので、畑1筆、地積が217㎡です。順位10番から11番は、新規に  
10年の賃借権を設定しようとするもので、田5筆、畑7筆、合計地積が  
9, 813㎡です。順位12番は、継続して5年の賃借権を設定しよう  
とするもので、畑11筆、合計地積が6, 725㎡です。最後に順位13番  
から14番は売買により所有権を移転しようとするもので畑2筆、合計地  
積が2, 097㎡です。以上順位1番から14番の権利を取得しようとする  
被設定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受  
ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備されて  
います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長           事務局の説明が終わりました。  
                  ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

議案第5号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。この内容について、事務局に説明をお願いいたします。

議案第5号

事務局

それでは、議案第5号、令和5年度「銚子市農作業別標準農業賃金及び標準農作業料金」について、ご説明いたします。

初めに設定の『趣旨』を申し上げます。

農業従事者の減少や兼業化が進行しており、その反面、大型農業機械の導入や、農地の借入、購入、農作業受託による大規模経営も増加しております。こうした中で、規模拡大を図る手段として、農作業の部分受託や全面受託による規模拡大が増え、このことは、農業機械の効率利用ということからも、今後とも増えることが予想されます。このように、今後とも増えるであろう農作業受託において、農業機械による受託料金等を設定することは、農作業受委託を円滑に推進する上で必要かつ重要と考えられることから、標準労働賃金等を農業委員会において設定するものです。

設定に当たっては、農政部会で協議した結果を本総会に提案し、承認、決定されることとなります。また、適用は4月1日からとなります。

なお、金額の増減等は千葉県農業会議が作成した「令和4年度地域別農作業別標準賃金及び機械による標準農作業料金」を基に、委員の皆様のご意見をお伺いし決定します。

では内容の説明に入ります。議案書別冊1の1枚目をご覧ください。

上段に千葉県農業会議決定額を項目ごとに、その下の欄に、本市農業委員会原案、また、参考として、別表に令和4年度の決定額を掲載してございます。

まず、千葉県農業会議の決定額ですが、表の見方としましては、上段の

括弧内の数字が前年度より上昇した額です。また、今回は下降したものはありませんでした。

標準額の中の『農作業賃金』は県下の10箇所の農業事務所単位に、また『機械による標準農作業料金』は千葉県下一本で設定されております。

今回の『農作業賃金』ですが、水田作業は前回と同額ですが、畑作業については増額となりました。また、『機械による標準農作業料金』ですが、燃料費高騰などの影響でトラクターでの畦塗り以外は全て増額となりました。

次に、本市の原案でございますが、従来から千葉県農業会議の決定額を基本に作成しているため、今回も同様とし、本市の標準額としましては、県農業会議の決定額の中で前年と変動があった項目について、変動額をそのまま銚子市農作業別標準農業賃金及び標準農作業料金にスライドさせています。

今回、千葉県農業会議の決定額で変動があったものは、畑作業で400円の増、トラクターでの水田耕起が200円の増、耕耘機での水田耕起が80円の増、トラクターでの水田代かきが100円の増、耕耘機での水田代かきが80円の増、田植機での植付が100円の増、バインダーでの刈取が220円の増、ハーベスターでの脱穀が70円の増、コンバインでの刈取脱穀が300円の増、乾燥調製が100円の増、育苗が10円の増となっております。

本市においてもそれぞれ同じ作業を、同じ額増額いたします。また、トラクターでの畑耕起は、水田耕起を準用していますので、トラクターでの水田耕起と同じ金額となっております。

なお、次頁には、過去5年分、平成30年度からの本市及び千葉県農業会議の決定額の比較表を添付してございますので、参考までにご覧ください。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

議 長

この議案につきましては、農政部会で審議されていますので、農政部長にその審議結果についてご報告をお願いします。

農政部会  
長

本件につきましては、3月3日に開催されました農政部会におきまして、慎重審議いたしました結果、全会一致で原案のとおり決定いたしました。

以上です。

議 長 ただいまの事務局説明及び農政部会長の報告に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員 本日決定したこの金額は、必ず守らないといけないものなのか。また、農業会議の決定額より銚子市の原案が低いのは、理由があるのか。

事務局 金額については、あくまでも標準的なものなので、参考にしてほしい。また、銚子市の原案の金額が低いのは、当初からの増減で決定しているので、この制度の当初から県の決定額より銚子市が低い金額であったものと思われま。

議 長 私も県の常設会議の委員として出席して、県の金額の決定をしましたが、ひとつの標準としてとらえています。

ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について決定することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

議案第6号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長 事務局の朗読が終わりました。この内容について、事務局に説明をお願いします。

議案第6号

事務局 それでは、議案第6号についてご説明いたします。

本議案は、農地法第52条で「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」と規定されており、これに基づき賃借料情報の提供を行うものです。なお、賃借料情報の作成基準は全国農業会議所の「農地の賃借料情報提供の手引き」に基づき、令和4年1月～令和4年12月分の賃借料の実績をもとに田、畑それぞれの最高額、最低額、平均額を算出いたしました。また、金額は算出結果を四捨五入し100円単位とし、現物支給の

場合は、米60Kgを11,000円として換算しております。なおコメの換算数値は、農地中間管理機構が借り受けている農地の米価資料の提供を受け算出しております。賃借料の金額ですが、田の最高額が15,300円で昨年と比較すると7,000円の減となります。次に最低額は4,100円で、昨年より200円の増となります。次に平均額ですが6,700円で、昨年より1,200円の減となります。算出したデータ数は62件です。次は畑ですが、最高額が54,000円で昨年より15,100円の増です。最低額は8,600円で昨年より4,600円の増です。つぎに平均額ですが25,700円で昨年より2,800円の増となっております。算出したデータ数は257件です。以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

この議案につきましては、農政部会で審議されていますので、農政部長にその審議結果についてご報告をお願いします。

農政部会 本件につきましては、3月3日に開催されました農政部会におきまして、慎重審議いたしました結果、全会一致で原案のとおり決定いたしました。以上です。

議 長 ただいまの事務局説明及び農政部会長の報告に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について決定することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

議案第7号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長 事務局の朗読が終わりました。この内容について、事務局に説明をお願いします。

議案第7号

事務局 初めに作成の『趣旨』を申し上げます。農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新

規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされている。この際、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針を定めるよう努めるとともに、指針を定めた場合には公表しなければならないとされています。また、農業委員会は、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。

このことから、各農業委員会は毎年「最適化活動の目標の設定等」を作成し、その点検と評価を行うこととされているため、今年度も市農産課等の協力を得ながら、別添のとおり令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）を作成いたしました。

令和5年度最適化活動の目標の設定等の、主なものについてご説明いたします。

それでは、1ページをご覧ください。

農業委員会の状況について、農家数・経営体数・農業者数の数値については、2020農林業センサスの数値を用いております。認定農業者等の部分は農産課からデータ提供を受けたものです。また、耕地面積については令和3年度の耕地及び作付面積統計の数値を用いております。

2ページをご覧ください。

最適化活動の成果目標、(1)農地の集積ですが、課題としては、特に水田での遊休農地が増加しており、それらの農地の受入れ先となる担い手の育成・確保、さらに農地中間管理機構や農用地利用集積の制度や周知を図ることが必要なことです。また、令和6年度までの集積率の目標が、千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針で定められている58%となっておりますが、当市では令和4年度末で60.1%と目標を上回っておりますので、今年度も更なる農地の集積を推進し、令和5年度末の目標を61.0%に設定します。また、新規集積面積の目標は、23haとし、全体の集積面積の目標を1,531.0haとしました。

次に(2)遊休農地の解消についてです。課題として「谷津田等で農業生産が困難な農地を中心として、遊休農地が年々増加しており、今後も継続して遊休農地の発生防止及び解消に向けた呼びかけ、指導を行っていか

なければならぬ」としました。

令和4年度の遊休農地の状況は、1号遊休農地面積が387haで、令和3年度から10ha増加しました。また、そのすべてが緑区分となっております。1号遊休農地とは、現在耕作されておらず、今後も耕作される見込みのない農地に該当するものです。緑区分とは、1号遊休農地の内、草刈等で直ちに耕作可能な農地のことです。黄色区分とは、基盤整備等の条件整備が必要な農地のことです。

緑区分の解消目標面積は、緑区分の遊休農地面積387haの5分の1となる77ha、また前年度に新規発生をした緑区分の遊休農地の解消目標面積は、当該年度に全てを解消することを目標とすることとなっているため、令和4年に新規発生した遊休農地面積19.4haの解消を目標面積とします。なお、令和5年度についても8月から10月にかけて農業委員及び推進委員の皆様と事務局職員等で調査を行う予定です。

3ページをお開きください。

新規参入の促進についてです。過去3年の新規参入者の状況を記載しております。課題としましては、営農条件の良い農地は既に担い手へ集約されつつあり、新規就農者等への農地のあっせんが厳しい状況にあるため、有効な農地情報の集約・提供が課題となっています。

目標は、令和元年度から3年度の権利移動面積の平均を目標にすることとなっているため、4.7haで設定をしました。

つづいて、最適化活動の活動目標です。

1人当たりの月の活動目標日数は、10日としました。

また、9月10月11月を活動強化月間と位置づけ、遊休農地の解消や農地の集積を推進します。

最後に、年に1回は新規参入相談会へ参加し、新規参入の促進を推進します。

以上で令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

この議案につきましては、農政部会で審議されていますので、農政部会長にその審議結果についてご報告をお願いします。

農政部会  
長 本件につきましては、3月3日に開催されました農政部会におきまして、慎重審議いたしました結果、全会一致で原案のとおり決定いたしました。以上です。

議 長 ただいまの事務局説明及び農政部会長の報告に対しまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。  
本件について決定することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。  
議案第8号を議題といたします。事務局に朗読を願います。  
(事務局朗読)

議 長 事務局の朗読が終わりました。この内容について、事務局に説明をお願いします。  
議案第8号

事務局 それでは、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正(案)について、ご説明いたします。  
初めに作成の『趣旨』を申し上げます。  
農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の集積及び新規参入の促進が、農業委員会の重大な責務として、位置付けられました。  
これらを踏まえて、同法第7条第1項の規定により、各農業委員会が推進するための指針を策定することになり、当農業委員会においては、平成30年3月に策定いたしました。  
今般、農業委員会法が令和5年4月1日施行で改正となることから、本農政部会でその内容を反映させたものへ、指針を修正するものでございます。  
それでは、内容についてご説明いたします。  
まず、1ページをご覧ください。「第1 基本的な考え方」です。  
農業委員と推進委員が連携し、担当地区ごとの活動を通じて、農地の利用の最適化が一体的に進んでいくように、課題に対して目標を定め、積極

的に推進することを宣言しております。

また、令和4年に一部改正された農業経営基盤強化促進法（基盤強化法）で市町村は地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を策定することとなっており、その「地域計画」に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整が必要である旨の修正を行いました。

この指針は、10年後に目指す農地の状況等を示すもので、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しをしていくこととなります。また、現在の目標年度が来年度に設定されておりますので、その部分は来年3月に修正することといたします。

単年度の具体的な活動については、協議事項の（3）にありました「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。ということを追加いたしました。

続いて、2ページをご覧ください。「第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法」です。この後説明する、それぞれの項目の最後の部分に評価方法を追加しています。

また、全てのページにおいて、年号を平成から令和へと修正してごさいます。

では、「1 遊休農地の発生防・解消について」の修正点を説明します。

（1）遊休農地の解消目標についてです。管内の農地面積、これは耕地及び作付面積統計における耕地面積を記載してございました。しかしながら、遊休農地の割合を計算する際は、耕地面積に遊休農地面積を加えたものを農地面積とするのが、本来の計算方法になりますので、現状、3年後の目標、目標、それぞれの管内の農地面積を修正いたします。それに伴い遊休農地の割合も修正いたします。

また、中間年の現状ということで、令和3年3月の状況を追加いたしました。

続いて、（2）遊休農地解消に向けた具体的な推進方法です。

「利用状況調査」、「利用意向調査」の実施方法や、利用意向調査の結果を速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映するなど、現行の指針よりも更に具体的な内容に修正をいたしました。

3ページをお開きください。

最後に（３）で評価方法を追加いたしました。

次に、「２ 担い手への農地利用集積・集約化について」です。

担い手つまり、認定農業者など「地域計画」で位置づけられた地域の中心となる経営体に対して、売買や貸し借りなどで農地を集約していこうとするものです。

（１）担い手への農地利用集積目標は、中間年の現状ということで、令和３年３月の状況を追加いたしました。

（２）担い手への農地の利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法ですが、市町村などと連携し「地域計画」の作成・見直し等を反映したものに修正をいたしました。

最後に（３）で評価方法を追加いたしました。

４ページに移ります「３ 新規参入の促進について」です。

（３）に評価方法を追加いたしました。

第３ 「地域計画」の目標を達成するための役割

この項目は、「地域計画」の中での農業委員会の役割を明記したものとなっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

この議案につきましては、農政部会で審議されていますので、農政部長にその審議結果についてご報告をお願いします。

農政部会 本件につきましては、３月３日に開催されました農政部会におきまして、慎重審議いたしました結果、全会一致で原案のとおり決定いたしました。以上です。

議 長 ただいまの事務局説明及び農政部会長の報告に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について決定することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。議案書の１２ページから１５ページに届出事項がございますので、ご覧

ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(なし)

議 長

以上で、予定した議事が全て終了しました。これもちまして、令和4年度第12回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦勞様でした。

————— 午後4時55分閉会 —————

銚子市農業委員会会議規則第13条により署名する。

議 長

署名委員

署名委員